

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は静岡県のおぼ中央、一級河川大井川河口の西岸に位置し、駿河湾に面して東西 6.5km、南北 6.9km の距離、20.73 km²の面積を有しており、その地形は町域の 90% 以上が標高 20m 未満の平坦地である。

当町の人口構造については、平成 27 年の国勢調査において、人口総数は 29,093 人であり、その人口構成は、年少人口（0～14 歳）14.6%、生産年齢人口（15～64 歳）61.3%^{*2}、高齢者人口（65 歳以上）24.0%となっている。

また、平成 29 年度末の住民基本台帳法に基づく人口総数は 29,679 人で、その人口構成は、年少人口（0～14 歳）13.5%、生産年齢人口（15～64 歳）62.2%、高齢者人口（65 歳以上）24.3%であり、平成 23 年 8 月 31 日の 30,605 人をピークに減少に転じているものの、国勢調査後において、人口構造の大きな変動は見られない。

産業の特色は大井川水系の豊富な水源の恩恵を受け、農業では稲作、レタス栽培、水産業では養鰻や沿岸におけるしらすなど多彩な農・水産物の生産が行われている。工業では、大井川水系の豊富な地下水とともに昭和 44 年の東名高速道路吉田 IC の開設を契機とし、既存の養鰻池や農地の宅地化進展とともに、企業の進出が促進され、現在は、一級河川大井川沿いに印刷版製造会社や光ディスク製造会社など国内有数の大企業を中心とした第二次産業（製造業）が主要となっている。

その中で中小企業等においては、かつて漁網製品を製造していた技術を活かし、現在は地域産業資源の指定を受けている細幅織物業や養鰻に関連した食の提供に資する調味料製造業、また、隣市に自動車メーカーが立地することから自動車部分品・同附属品製造業や本県特産の製茶業に関連した乾燥装置などを手掛ける食品機械・同装置製造業など製造業をはじめとした多種多様の業種及び事業が営まれている。

また、経済産業省「新・ダイバーシティ経営企業 100 選」（平成 28 年度）、中小企業庁「はばたく中小企業・小規模事業者 300 社」（2017・2018）をはじめとし、本県の「静岡県男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞」（平成 28 年度・29 年度）など受賞するなど、多様な人材を活かしつつ経営革新に努め、生産性向上に繋げる取組を実施している中小企業も存在する。

(2) 目標

工業統計調査及び経済センサスに基づく製造品出荷額の推移によれば、当町の同出荷額は平成 20 年にピークを迎え、その後のリーマンショックと東日本大震災の影響により落ち込んだが、その後の回復基調により、平成 27 年には過去最高を更新している。

引き続きこの傾向を持続・強化し、地域経済の更なる発展を目指すため、本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。これを実現するための目標として、年間 5 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の中小企業者の生産性向上に係る多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電設備及びコインランドリー事業に供する設備については、当町の雇用の創出や地域経済の発展に直接結びつく以下の設備に限る。

- ・太陽光発電設備は建物に設置するもので先端設備等導入計画を申請する事業者が先端設備等を導入する所在地において、自ら消費するものであること。
- ・コインランドリー事業に供する設備は、先端設備等導入計画における先端設備等を導入する所在地において、常時雇用を伴う事業者であることが申請時に確認できること。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当町の中小企業者の生産性向上に係る設備投資を支援し、幅広い取組を促すことで、当町の産業及び経済の発展を持続・強化させるため、本計画の対象区域は、当町の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当町の中小企業者の各産業で広く生産性向上を実現する必要があることから、本計画において対象とする業種は、全業種を対象とする。

また、本計画において対象とする事業は労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・先端設備等の導入する目的が人員削減を目的とした取組である場合には、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・中小企業者が暴力団等の反社会的勢力であること及び反社会的勢力との関係が認められるもの並びに反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていること、また、中小企業者の事業内容が公序良俗に反する取組である場合には、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・先端設備等導入計画の提出時点において、中小企業者が町税を滞納している場合には、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。